

平成25年度第1回奈良市住居表示審議会会議録

開催日時	平成25年5月20日（月）午後2時から午後2時40分まで	
開催場所	奈良市役所北棟6階第22会議室	
議 事	1 開会 2 市民活動部長挨拶 3 住居表示審議会委員の紹介 4 出欠状況の報告 5 議題 (1) 会長及び副会長の選任 (2) 諮問第1～3号について (3) 事務局報告 6 閉会	
出席者	委 員	浅川委員、森田委員、蔵田委員、今谷委員、碓井委員、大矢委員、川井委員 中室委員 徳岡委員 【計9人出席】、 水口特別委員 （矢追委員、中村委員、西口委員、田崎委員、鹿谷委員は欠席）
	事務局	今西部長、萩原次長、澤野井課長、塚本課長補佐、木下係長、奥和田係員、杵本係員
開催形態	公開（傍聴人0人）	
決定事項	会長に浅川委員、副会長に大矢委員、署名委員を碓井委員に決定。	
担当課	市民活動部地域活動推進課	
議事の内容		
2 市民活動部長あいさつ		
(今西部長)	<p>皆様あらためましてこんにちは。ご紹介いただきました市民活動部長の今西と申します。よろしくお願ひします。本日は皆様お忙しい中、本審議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、皆様方には平素より住居表示の審議だけではなく、市政全般にわたって、深いご理解とご協力を賜っておりますことを、厚くお礼申し上げます。また、今回皆様方に委員のお願いを申し上げましたところ、ご快諾いただきましてありがとうございました。</p> <p>本日は平成25年度最初の審議会となりますので、会長と副会長をご選出頂き、本日の諮問であります3つの案件についてご審議いただきたいと考えております。</p> <p>地方分権社会となり、市民参画や住民参加によるまちづくりが求められておりますが、市民が住み良いと思う奈良市を目指して、街づくりを進めていかなければならないと考えております。</p>	

住居表示により、わかりやすい町名、町界にすることは、そこにお住まいの方々を始め、訪ねてこられる方々、そして行政サービスの効率化という面におきましても有意義であると考えております。

ただこれにおきましても、住民の方々の深いご理解とご協力なくしては進めていくことができませんので、この審議会にはとても重要な役割があると考えております。

現在、奈良市には638の町があり、住居表示実施町が231町、そして町界町名整備実施町が135町、合わせて366町を新町として設定させていただいております。

本日諮問させていただく案件は3つございますが、いずれも地元住民の方々のご理解とご協力の上に、本日の審議会となっておりますので、皆様方には大変ご苦勞をおかけしますが、ご審議いただきますようお願いいたします。

5 (1) 会長及び副会長の選任

委員の互選により、会長に浅川委員が、副会長に大矢委員が選任された。また会長の指名により署名委員に碓井委員が選任された。

5 (2) 諮問第1号～第3号について

諮問第1号から諮問第3号について、【資料4-1】から【資料4-3】を基に、概要と理由について事務局から説明

- (1) 諮問第1号 「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」～近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行区域外横領町及びその周辺～(横領町、西大寺南町、菅原町及び青野町の各一部)
- (2) 諮問第2号 「住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について」～(仮称)二名・西登美ヶ丘宅地開発施行区域及びその隣接地～(二名平野一丁目の一部)
- (3) 諮問第3号 「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」～(仮称)二名・西登美ヶ丘宅地開発施行区域及びその隣接地～(二名平野一丁目の一部)

【質疑・意見の要旨】

(浅川会長)

諮問案件の審議に移ります。

諮問第1号案件につきましては、実施予定対象区域より、地域の代表として水口特別委員さんにお越しいただいておりますので、審議にご参加していただきます。

(水口特別委員 着席)

「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」を議題といたします。

諮問第1号について質疑をおこないます。

(大矢副会長)

今回「横領」が一応消えるということなので参考までにお話ししておきたいのですが、横領村というものは超昇寺村から江戸時代に分村されたもので、慶長郷帳によると近世（徳川時代）あたりまでは大和最大の村高を誇った超昇寺村ですが、平城宮跡全体が含まれ、超昇寺は元禄までの間に超昇寺村・山陵村・横領村・門外村・西畑村（古超昇寺村）・山上村（新超昇寺村）・哥姫村・常福寺村など八つの村に分離し、元禄以前には横領村が既にありました。今日においては横領という地名は忌み嫌われる様などころがありまして、町名変更についてこの場で最終的に結論を出す事になっている訳ですが、横領という町名の意味もよく分からないところがあります。押領という、他者から奪って支配しているというのが横領になった可能性、また横領（よこりょう）という地名は元禄にはあり、その前の地名はよくわからないということです。

私も参考に調べていますが、昭和19年に発行された「大和志」という研究雑誌によると、吉野の山林語彙の中の吉野山で林業をされている人々の言葉の中に、“横領（おうりょう）”という地名がでてきて、村・字・谷等の範囲を指すと書かれてあります。それからいうと村境・字境・谷等のところに吉野の方では使っていたようです。

そんなところから考えると、超昇寺村の外回りにある村として“横領村（よこりょうむら）”といったと考えられます。

また、二条から三条の間にあるけれども、昔の三条大路に面してあったことから、“横大路（よこおおろ）”ということで、それが横領に転じたのではないかという説もあります。語源についてはよくわからないが、いずれにせよ300年以上前からあった地名です。近年ではその名の示す区域も少なくなってきており、端の方のみが残っている今日では、そこにこだわる事はないと思いますが、今回で横領という地名は消えてしまうことになります。過去の歴史についてもなんらかの対策が必要ではないかと思えます。ただ、町名については現在ここにお住まいの方々の総意を無視して決められるものでもないので、わかりやすく住所を表すには何が良いのか決めていただきたいです。

(碓井委員)

別図1の下の方の横領町は変更しないのですか。

(木下係長)

別図1の下の方にある横領町は近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行区域内であり、今回は同時に住居表示を実施できない状態です。

(碓井委員)

今回外れている部分は、いずれ町名は変わりますか。

(木下係長)	事業区域内で同時に住居表示を実施するため調整中です。
(浅川会長)	現存する横領町は大池川より北側と南側の二箇所だけですか。
(木下係長)	現存するのはこの区域だけです。
(浅川会長)	もう少し東側にもあったように思うのですが。
(森田委員)	地域の人々の中には通名で言っている人もいるが、行政町名は二条大路南等が変わっています。
(大矢副会長)	昔は朱雀大路から西側の広範囲に位置していました。
(浅川会長)	色々思い入れもありますが、変更についてよろしいですか。それでは諮問第1号の「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」は諮問どおり答申する事といたしますが、異議ございませんか。
	「異議なし」
(浅川会長)	異議なしと認めます。
	よって諮問どおり答申する事と決定します。
(浅川会長)	水口特別委員、審議参加ありがとうございました。諮問第1号案件が終了しましたので、ご退席をお願いします。 (水口特別委員 退席)
(浅川会長)	諮問第2号案件につきましては、「住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について」を議題といたします。
(浅川会長)	諮問第2号について質疑をおこないます。
(浅川会長)	質疑がないようですので、諮問第2号の「住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について」は諮問どおり答申する事といたしますが、異議ございませんか。
	「異議なし」

<p>(浅川会長)</p>	<p>異議なしと認めます。 よって諮問どおり答申する事と決定します。</p>
<p>(浅川会長)</p>	<p>諮問第3号案件につきましては、「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」を議題といたします。</p> <p>諮問第3号について質疑をおこないます。</p>
<p>(碓井委員)</p>	<p>今回の区域は山などを造成し、高低差があり、従来の二名平野一丁目の近隣の皆様とは、のり面などで行き来出来ない状態なのですか。</p>
<p>(木下係長)</p>	<p>そのとおりです。西登美ヶ丘八丁目と二名平野一丁目にまたがって開発されていますが、従来の二名平野一丁目の住宅とは高低差があり行き来出来ません。</p>
<p>(碓井委員)</p>	<p>そうすると、生活圏は西登美ヶ丘八丁目に入らざる得ない為、変更への合理性があるということですね。</p>
<p>(木下係長)</p>	<p>そのように判断しております。</p>
<p>(浅川会長)</p>	<p>西登美ヶ丘八丁目からの進入路しかなく、なおかつ二名平野一丁目側とは高低差があり行き来出来ないということでの、西登美ヶ丘八丁目への編入ですね。</p>
<p>(木下係長)</p>	<p>はいそうです。</p>
<p>(浅川会長)</p>	<p>他に質疑はございませんか。 ないようですので、諮問第3号の「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」は諮問どおり答申する事といたしますが、異議ございませんか。</p>
<p>(浅川会長)</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>(浅川会長)</p>	<p>異議なしと認めます。 よって諮問どおり答申する事と決定します。</p>
<p>(浅川会長)</p>	<p>なお、諮問第1号、諮問第2号及び諮問第3号についての市長への答申は、正副会長にご一任願います。</p>

5 (3) 事務局報告	
〔質疑・意見の要旨〕	
(浅川会長)	<p>事務局より報告がございます。</p> <p>《以下について事務局より報告》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回開催以降に、町の区域の変更を実施した区域について <ol style="list-style-type: none"> 1 宅地開発事業施行区域内における町の区域の変更 2 登美ヶ丘1 1次2期住宅地(2工区)土地区画整理事業施行区域及びその周辺での町の区域及び名称の変更 3 鴻ノ池運動公園拡張区域及びその周辺での町の区域の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営ほ場整備事業換地処分に伴う町の区域の変更 <ol style="list-style-type: none"> 4 田原南地区(3-D工区) 5 田原南地区(4-A工区)
6 閉会	
〔質疑・意見の要旨〕	
(今西部長)	<p>事務局を代表しまして一言お礼のご挨拶をさせていただきます。浅川会長はじめ委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>本日ご審議いただきました3つの案件につきましては、「諮問どおりに答申する」旨の決定をいただきましたので、答申をいただいた後に、諮問第2号につきましては、奈良市議会6月定例会に議案として提案いたします。また諮問第1号につきましては答申後、30日間の公示期間を経て奈良市議会9月定例会に、諮問第3号につきましても諮問第2号の議決を頂いた後30日間の公示期間を経て、奈良市議会9月定例会に議案としてご提出させていただきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>事務局といたしましても、「わかりやすい住所の表示」を目標にこれからも努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご協力、ご指導をお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>
資 料	<p>【資料1】奈良市住居表示審議会規則</p> <p>【資料2】住居表示審議会次第</p> <p>【資料3】住居表示審議会委員名簿</p> <p>【資料4-1】諮問第1号</p> <p>【資料4-2】諮問第2号</p> <p>【資料4-3】諮問第3号</p> <p>【資料5】事務局報告</p>